

ロイ・スミス館使用許可に関する申し合わせ

この申し合わせは、ロイ・スミス館使用規程（以下「使用規程」という。）第3条第2項に規定する使用を許可する場合の基準を下記のとおり定めるものとする。

記

1. 神戸大学は、外務省感染症危険情報レベル1以上の地域からの入国（経由も含む）翌日から14日間は学外待機が必要としている。使用規程第2条に規定する外国人講師等が、日本入国に際し学外待機の場所としてロイ・スミス館使用願を提出した場合、使用を許可しないものとする。
2. 神戸大学は、新型コロナウイルス感染拡大防止に関して、現に海外に渡航している教職員（学生を含む）に帰国を指示し、海外から帰国した場合、帰国日の翌日から起算して14日間経過するまで自宅待機を指示している。教職員（学生を含む）が海外から帰国した場合の自宅待機の施設としてロイ・スミス館を使用することはできない。（使用規程第2条）
3. この申し合わせに定めるもののほか、この申し合わせの実施に必要な事項は、理事長の決裁により定める。

附 則

この申し合わせは、令和3年4月1日から適用する。